

2007年12月21日

各位

株式会社 USEN

「SOUND PLANET」一部契約約款変更について

弊社の提供するCSデジタル放送サービス「SOUND PLANET」に関する契約約款の一部変更等の手続きを開始したことをお知らせ申し上げます。

【経緯】

弊社は、常にお客様第一と考え、コンプライアンスを重視しながら、事業展開を行っております。弊社CSデジタル放送サービス「SOUND PLANET」におきましても総務省に電気通信役務利用放送法の登録を適法に行い、サービスの提供を行って参りました。しかしながら、本日、総務省より、「SOUND PLANET」につき届出契約約款遵守義務に関する行政指導がございました。

今回の総務省からの行政指導に関しましては、当社との間に法的評価について一部見解の相違がございますが、総務省による行政指導を真摯に受け止め、かつ、お客様への影響やその混乱を避けるため、契約約款を一部変更するなど、以下の対応を行うことに致しました。

弊社と致しましては今回の件により、お客様および株主の皆様へご心配をおかけ致しましたことを心よりお詫び申し上げますとともに、社員一同、よりご満足いただけるサービスをお客様に提供致しますよう努めて参る所存です。

【今後の弊社対応】

1. 加入金廃止および代理店違約金撤廃について

弊社と視聴契約者様の間におきましては、通常の加入契約書が締結されていますが、今回のケースでは、代理店が、当該視聴契約者様との間で別途代理店契約確認書を取り交して、これに基づき2年間の加入継続を条件に視聴契約者様に代わり加入金を負担しておりました。弊社としましては、この代理店による加入金の負担行為は、代理店によるお客様サービスの一環と認識しておりましたが、総務省より、届出契約約款の記載内容以外の提供条件であるとの指摘を受けましたので、加入金を契約約款より削除しこれを無料とする内容の契約約款変更の届出を行うことと致しました。

また、代理店は、上記の代理店契約確認書の規定に基づき、視聴契約者様が23ヶ月以内に解約された場合に、代理店が加入時に負担した加入金相当額を視聴契約者様より違約金として徴収しておりましたが、弊社からの要請により2007年4月以降、既に代理店はかかる違約金を撤廃しております。さらに、今回、2007年3月以前の視聴契約者様に対する違約金徴収行為につきましても、違約金の徴収を撤廃するよう要請し、了解を得ました。

※過去解約済のお客様への対応

下記の所定の確認書類のご提出をいただき、お客様との契約内容の確認の上、担当代理店に対し、当該代理店が受け取りました違約金を返金するよう要請致します。

記

必要書類

- ・ 契約書控え
- ・ 代理店契約確認書
- ・ 視聴料の引き落としが記録された通帳履歴
- ・ 代理店への違約金振込みの事実を確認できる資料

受付窓口 お客様ご相談窓口 TEL： 03-6823-3686

(注)過去解約済のお客様につきましては、個人情報保護の観点から弊社および各代理店におきましては、お客様に関するデータを既に削除しておりますことから、上記必要書類のご提出をお願いせざるを得ないことをご理解ください。

2. 視聴料割引条件の明確化

「SOUND PLANET」ご契約時に「口座振替払」又は「クレジットカード払」を選択していただいた視聴契約者の皆様に対しましては、間接集金協力金として一律に月額525円を視聴料から差し引いた上で月額視聴料をお支払いいただくという対応が行われておりました。今後は、割引条件等を契約約款に明記するため、契約約款変更の届出を行うことと致しました。

以上の約款変更内容に関する詳細は、総務省にて契約約款変更届出受理日以降、弊社ホームページにて掲載いたしますので、ご確認の程よろしくお願いいたします。なお、今回の措置が、業績に与える影響はございません。

今後とも、弊社および弊社社員一同お客様サービスを第一と考え、引き続きコンプライアンスを遵守しつつ、顧客満足度向上に努めて参ります。

【本件に関する報道関係者からのお問い合わせ先】

株式会社 USEN 広報担当 岡根

TEL : 03-6823-7012 FAX : 03-5785-8813

E-mail : public-relations@tk.usen.co.jp